



に相当する数又は額の株式又は出資を造船等事業者が有する関係

二 次のイ又はロに該当し、かつ、他の事業者の役員又は職員が占める関係（ロに該当するもののうち、当該造船等事業者が第三の事業者の役員又は職員が占める関係）（当該造船等事業者及び当該他の事業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）と共同して金銭以外の資産の出資により設立した当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数又は出資価額の百分の二十以上百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれかの事業者が有する場合にあっては、当該他の事業者の役員の総数のうちに当該造船等事業者の役員又は職員の占める割合が、当該他の事業者の役員の総数のうちに他のいづれか一の事業者の役員又は職員の占める割合以上である関係

イ 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数又は出資価額の百分の四十以上百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該造船等事業者が有していること。

ロ 当該造船等事業者の有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該造船等事業者が有していること。

三 他の事業者の発行済株式の数、出資口数の総数又は出資価額の百分の五十以上又は出資価額以上であること。

四 次のイ又はロに該当し、かつ、他の事業者の役員又は職員が占める関係を有している他の事業者をいう。以下この号及び次号において同じ。又は子会社及び当該造船等事業者が有する関係

五 他の事業者の発行済株式の数、出資口数の総数又は出資価額の百分の二分の一以上を子会社又は子会社及び当該造船等事業者の役員又は職員が占める関係

六 当該造船等事業者が次のいづれにも該当する

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下このイにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（ロ及びハにおいて「暴力団員等」という。）

ロ 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者（第六項及び第十条において「申請者」という。）は、第十一号書式による申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 第八条 法第十二条第一項の規定により事業基盤強化計画の認定（申請）

二 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類（法第十条第二項第二号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合にあっては、第七号を除く。）添付して行わなければならない。

一 当該造船等事業者（事業基盤強化計画に現に事業を営んでいる関係事業者が当該造船等事業者の事業基盤強化のために行う措置に関する計画が含まれる場合には、当該関係事業者を含む。以下この項において同じ。）の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該造船等事業者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二 当該造船等事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三 当該事業基盤強化計画を実施することにより、生産性が相当程度向上することを示す書類

四 当該事業基盤強化計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類

五 当該事業基盤強化計画を実施することにより、船舶等の品質が向上することを示す書類

六 当該事業基盤強化計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

七 当該事業基盤強化計画が従業員の地位を不

当に害するものではないことを証する書類

八 当該造船等事業者が次のいづれにも該当しないことを証する書類

九 第九条 法第十二条第四項第七号の国土交通省令で定める基準は、船舶安全法の規定に基づく事

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下このイにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（ロ及びハにおいて「暴力団員等」という。）

二 事業基盤強化計画の認定（申請）

三 法第十二条第一項の規定により事業基盤強化計画の認定により受けようとする支援措置

一 第十一条 法第十二条第一項に規定する技術開発に関する事項

二 第十一条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業基盤強化計画の認定により受けようとするとする場合以外の場合にあっては、第七号を除く。）添付して行わなければならない。

一 当該造船等事業者（事業基盤強化計画に現に事業を営んでいる関係事業者が当該造船等事業者の事業基盤強化のために行う措置に関する計画が含まれる場合には、当該関係事業者を含む。以下この項において同じ。）の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該造船等事業者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二 当該造船等事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三 当該事業基盤強化計画を実施することにより、生産性が相当程度向上することを示す書類

四 当該事業基盤強化計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類

五 当該事業基盤強化計画を実施することにより、船舶等の品質が向上することを示す書類

六 当該事業基盤強化計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

七 当該事業基盤強化計画が従業員の地位を不

当に害するものではないことを証する書類

八 当該造船等事業者が次のいづれにも該当しないことを証する書類

九 第九条 法第十二条第四項第七号の国土交通省令で定める基準は、船舶安全法の規定に基づく事

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下このイにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（ロ及びハにおいて「暴力団員等」という。）

二 著作権の認定に関する規則第三十五条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同条第二項に該当しないこととする。

### （事業基盤強化計画の認定）

の定めに照らしてその内容を審査し、変更の認定の申請のあつた認定事業基盤強化計画の変更の認定をするときは、その旨及びその理由を記載した第十八号書式による通知書を変更申請者に第十七号書式の認定書を交付するものとする。
国土交通大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した第十八号書式による通知書を変更申請者に交付するものとする。
国土交通大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、第十九号書式により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。
一 変更の認定の日付
二 変更後の事業基盤強化計画認定番号
三 認定事業基盤強化事業者の名称
四 認定事業基盤強化計画の概要 (認定事業基盤強化計画の変更の指示)
第五条 法第十五条の規定により産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定があつた事業基盤強化事業者は、前条第一項に規定するものとみなされる場合において、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例を受けた認定事業基盤強化事業者は、前条第一項に規定する報告に、次に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。
一 登記の内容
二 登録免許税の額
三 当該特例措置による減免額
四 変更後の認定事業基盤強化計画の認定の取消し
第五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、工場の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下「所轄地方運輸局長」という。)に委任する。
一 法第二条第一項に規定する権限(平均潮高における陸上耐圧部(堰扉を有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが八十五メートル以上の造船台若しくは引揚船台又は渠底平坦部の長さが八十五メートル以上のドックを備える施設に係るもの)を除く。
二 法第三条第一項に規定する権限(平均潮高における陸上耐圧部(堰扉を有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが八十五メートル以上の造船台及び引揚船台並びに渠底平坦部の長さが八十五メートル以上のドックに係るもの)を除く。)
三 法第二条第二項及び第三条第二項に規定する権限
四 法第五条に規定する権限 (経由機関)
第五条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類(事業基盤強化計画に係るもの)を除く)は、所轄地方運輸局長を経由するものとする。
第六条 認定事業基盤強化事業者は、認定事業基盤強化計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、第二十三号書式により、国土交通大臣に報告をしなければならない。
第七条 認定事業基盤強化事業者は、国土交通大臣に報告をしなければならない。
第八条 認定事業基盤強化事業者は、国土交通大臣に報告をしなければならない。

第九条 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により認定事業基盤強化計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した第二十号書式による通知書を当該変更の指示を受ける認定事業基盤強化事業者に交付するものとする。 (認定事業基盤強化計画の認定の取消し)
第十一条 国土交通大臣は、法第十二条第二項とは第二項の規定により認定事業基盤強化計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した第二十一号書式による通知書を当該認定を取り消される認定事業基盤強化事業者に交付するものとする。
国土交通大臣は、認定事業基盤強化計画の認定を取り消したときは、第二十二号書式により、当該認定の取消しについて、次に掲げる事項を公表するものとする。
一 取消しの日付
二 事業基盤強化計画認定番号
三 認定を取り消された事業者の名称
四 取消しの理由 (実施状況等の報告)

第十一条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類(事業基盤強化計画に係るもの)を除く)は、所轄地方運輸局長を経由するものとする。
附 則 抄
1 この省令は、公布の日から施行し、造船法施行の日(昭和二十五年六月十五日)から適用する。
2 この省令の施行前にした造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号。以下「法」という。)第二条第一項の許可であつて、改正前の造船法施行規則(以下「旧規則」という。)第二条第二号の設備を備える施設に係るもの又は旧規則についての許可の申請を除く)は、新規則の規

第十一条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類(事業基盤強化計画に係るもの)を除く)は、所轄地方運輸局長を経由するものとする。
附 則 抄
1 この省令は、昭和四十二年七月十五日から施行する。
2 この省令の施行前にした造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号。以下「法」という。)第二条第一項の許可であつて、改正前の造船法施行規則(以下「旧規則」という。)第二条第二号の設備を備える施設に係るもの又は旧規則についての許可の申請を除く)は、新規則の規

臨時船舶管理法施行規則の一部を改正する省令(昭和二十四年運輸省令第三十一号)附則第二項の規定により造船業務状況報告書を提出した者は、第五条の規定による届出をした者とみなす。

二条第三号の設備を備える施設に係るものは、それぞれ改正後の造船法施行規則(以下「新規則」という。)第二条第二号及び第三号の設備のうち当該設備が該当するものを備える施設に係る許可とみなす。

この省令の施行前にした法第三条第一項の許可であつて、旧規則第二条第二号の設備に係るものは又は旧規則第二条第三号の設備に係るものは、それぞれ新規則第二条第二号及び第三号の設備のうち当該設備が該当するものを備る許可又は新規則第二条第四号及び第五号の設備のうち当該設備が該当するものに係る許可とみなす。

定に基づいてしたものとみなす。この場合において、旧規則第二条第二号の設備に係る許可の申請又は旧規則第二条第三号の設備に係る許可の申請は、それぞれ新規則第二条第二号及び第三号の設備のうち当該設備が該当するものに係る許可の申請又は新規則第二条第四号及び第五号の設備のうち当該設備が該当するものに係る許可の申請に変更されたものとみなす。

附 則 (昭和四五年九月三日運輸省令第  
七六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年六月二三日運輸省令  
第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月一四日運輸省  
令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年四月二八日運輸省令  
第一六号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年三月三〇日運輸省令  
第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理官設置法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十六年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和五九年六月二二日運輸省令  
第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政官が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政官がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政官に対してもした申請(届出その他)の行為(以下「申請等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政官に対してもした申請等とみなす。

東北運輸局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	新潟運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	東北運輸局長
東海運局長	関東運輸局長
近畿海運局長	中部運輸局長
中国海運局長	近畿運輸局長
中國運輸局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長
第三条 この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してもした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対ししてした申請等とみなす。	
附 則 (昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号) 抄 (施行期日)	附 則 (平成元年七月二〇日運輸省令第二四号) 抄 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一二号) 抄 この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一四号) 抄 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号) 抄 第一條 この省令は、平成六年四月一日から施行する。	

（施行期日）  
**第一条** この省令は、平成十三年一月六日から施行する。  
この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第五三号）  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）  
**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。  
(経過措置)

（施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。）

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成二二年一月一八日国土交通省令第五四号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）  
(施行期日)  
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年八月二十日国土交通省  
令第五一号）

（施行期日）

1 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月二十日）から施行する。

（船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

2 令和三年六月分及び七月分の外航船舶運航実績報告書の提出については、第三条の規定による改正後の船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第一号書式（第一条関係）

登記 氏名 手取人  
登記申請書

1. 事業者の氏名及び住所	
2. 事業の種別	
3. 事業の開始年月日	
4. 他の登記者及び場所	
5. 許可の概要	
（1） 第二条各号の範囲の概要	
（a） 第二条第一号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（b） 第二条第二号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（c） 第二条第四号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（d） 第二条第五号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（e） 第二条第六号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（f） 第二条第七号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	

上記のことより登記法第二条一項の規定による許可を申請します。  
年 月 日 申請者の氏名及び住所  
被

（日本語専用欄又は文書）

備考  
 ① 許可の新設、譲受け又は登記外のうち必要な文字を記入すること。  
 ② オルターネートには、製造し、又は販売することができる最大の単品の販売額を記載すること。  
 ③ 必要がある場合は、別紙に記載すること。

第二号書式（第三条関係）

登記 氏名 手取人  
登記申請書

1. 事業者の氏名及び住所	
2. 他の登記者及び住所	
3. 事業の種別	
4. 他の登記者及び住所	
5. 許可の概要	
（1） 第二号の範囲の概要	
（a） 第二号第一号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（b） 第二号第二号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（c） 第二号第四号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（d） 第二号第五号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（e） 第二号第六号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（f） 第二号第七号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	

上記のことより登記法第二条一項の規定による許可を申請します。  
年 月 日 申請者の氏名及び住所  
被

（日本語専用欄又は文書）

備考  
 ① 許可の新設、譲受け又は登記外のうち必要な文字を記入すること。  
 ② オルターネートには、販売額の二倍以上を算出し、又は既存することができまする最大の単品の販売額を記載すること。  
 ③ 必要がある場合は、別紙に記載すること。

第三号書式（第四条関係）

登記 氏名 手取人  
登記申請書

1. 事業者の住所(氏名) _____	
2. 工場の名称及び住所 _____	
3. 事業の種別 _____	
4. 事業の開始年月日 _____	
5. 工場の所在地面積 _____	
6. 許可の概要	
（1） 第二号の範囲の概要	
（a） 第二号第一号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（b） 第二号第二号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（c） 第二号第四号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（d） 第二号第五号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（e） 第二号第六号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（f） 第二号第七号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	

上記の通り企画第五条第一項及び追加法施行規則第四条第一項の規定により提出します。  
年 月 日 提出者住所(氏名)(名前)  
地方運輸局長  
運輸局長

（日本語専用欄又は文書）

備考  
 ① 事業の種別の欄には、開拓若しくは本家の製造又は供給の種別を記入すること。  
 ② 製造会社、又は、販賣会社の範囲の欄には、その代表的製造会社、販賣会社を記入し、法人格にて運営する場合は、法人格の名前を記入すること。  
 ③ 制度の欄には、平キメートル、黄キメートルは、メートルとすること。

第三号書式（第四条関係）

1. 事業者の住所(氏名) _____	
2. 工場の名称及び住所 _____	
3. 事業の種別 _____	
4. 事業開始年月日 _____	
5. 貨物会員名 _____	
6. 工場敷地面積 _____	
7. 土地面積 _____	
（1） 第二号の範囲の概要	
（a） 第二号第一号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（b） 第二号第二号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（c） 第二号第四号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（d） 第二号第五号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（e） 第二号第六号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	
（f） 第二号第七号の範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動 <input checked="" type="checkbox"/> 運営 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input checked="" type="checkbox"/> 販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 廉価販賣 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 <input checked="" type="checkbox"/> 諸般の規制	

上記の通り企画第五条第一項及び追加法施行規則第四条第一項の規定により提出します。  
年 月 日 提出者住所(氏名)(名前)  
地方運輸局長  
運輸局長

（日本語専用欄又は文書）

備考  
 ① 事業の種別の欄には、その事業の対象となる船舶の種類と其の目的に對応する船舶、乗合船、客船、貨物船、客貨船、客車船、客貨車船、客船貨物船等を記入すること。  
 ② 計算された船舶の算定基準は、船舶、平面積、フライヤー、客室等の他の工の面積の合計を記入すること。

## 第四号書式（第四条関係）

第四号書式（第四条関係）

(一) 本 体上 保 安 書	
1. 事業者の店頭名及く工場名 _____	
2. 工場の名前及び所在地 _____	
3. 係主任、又は委託した事業者の職務 _____	
4. 事業者に付与した通報用印及び通報用番號 _____	
5. 事務官の付与した通報用印及び通報用番號 _____	
6. 通報者の連絡手段 _____	
7. 事故の発生状況(災害の場合に限る)	
以上の通り通報法第五条第二項及び通報法施行規則第三条の規定によつて通報する事とし 年 月 日	
通報者住所名(本名)	
地方監視員長	周
通報監視員長	周

(日本産業標準規格(4126号)参照)

記載要領 1. 事故の状況内には、追加又は通報用印の付された手書きを記載すること。

2. 係主任又は委託した事業者の種別(機械、装置、施設)、その製造年・月を記入すること。

(注記欄には本通報用印の記載や事業者に記載の手書きを記入すること。)

## 第五号書式（第五条関係）

第五号書式（第五条関係）

生産実況調査書	
所在地	通報所名
1 生産量 [ 年 4 月～ 9 月 ]	
新規生産量 実績・供給量 その他区分量 合計 千円	
生産区分	
2 新規工数表 [ 年 3 月末現在 ]	
新規工数 生産・供給・販売量 定	
新規工数区分	新規工数 (G.T.)
3 工事時間表 [ 年 3 月末現在 ]	
工事区分 実績・供給・販売量 合計 千時間	
工事区分	

## 第六号書式（第六条関係）

設備及び被験船工事	
工事区分	工事
運送工具 運送用機器等	
機械器具 周辺機器等	
備品	
備品化能力 実績量 生産量	
4 調査部品数量 [ 年 3 月末現状 ]	
工事区分	調査部品 生産・供給量 定
調査部品区分	
5 産業技術 [ 年 2 月末現状 ]	
部門	生産部門 採用部門 開発部門 通商貿易省外の部門 合計
職種	新規工数 生産・供給・販売量
職種区分	
工事区分	内訳 生産・供給・販売量
工事区分	合計

備考	備考
備考	備考

- 1 生産の状況内には、部門別に表示しに際する費用を記載すること。  
 2 本通報用印に表示する製造者名をもと工場の機械及び部品販賣店名・年間の取扱額を記入し、執務・勤務・外勤勤務の場合は各の機械、用品、耗材、消耗資材等の貯蔵能力を記入すること。  
 3 係主任又は委託した事業者の種別(機械、装置、施設)を記入すること。  
 4 本通報用印の記載や事業者に記載の手書きを記入すること。  
 5 本通報用印に表示する生産の調査部品数は6ヶ月分及び調査部品点数1  
箇毎に記入すること。  
 6 係主任又は委託した事業者の機械、装置、施設の購入額は、1日平均分換算6時間、1ヶ月平均分換算25日として、出庫率は社内外工場を問わずに、90%、社外工場にあっては100%として記入すること。  
 7 本通報用印の記載や事業者に記載の手書きを記入すること。



第七号書式A（第五条開保）

船舶用機関等施設状況報告書

( 年 12 月 31 日現在 )

登記 番 号	※所轄 管 球 部 事務課名	
事 業 者 名	工 庫 名	
住 所	所 在 地	
代 表 者 名	船 動 用 の 主 要 製 品 名	
込 辻 資 本 金	百 万 円	
( ) 営		
東京事業所の所在地及び電話番号		
※業種 <input type="checkbox"/> 資本金 <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 地方運搬部 <input type="checkbox"/> 連絡部 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/>		

建物又は施設		建物名	棟数	建築面積(㎡)	床面積(㎡)	備考
事務所						
機械工場						
社上・組立工場						
跨造工場						
搬造工場						
木型工場						

製 缶 工 場				
倉 庫				
設 計 室				
合 計				

敷地面積	㎡
------	---

従業員数		部門	船舶部門	船舶部門以外の部門	合計
職種		船舶機器及び船舶用品の製造・修繕	船舶の新造・修繕		
工員	社内工	常用工			
	社外工	臨時工			
	小計				
職員	事務				
	技術				
合計					

3 生産能力（ 年1月～12月）

## [2] 工事時間

工事時間数	船舶部	
	船舶用機関及び船舶用品の 製造・修繕	船舶
千時間	千時間	千時間

第七号書式B（第五条関係）

船舶用機關等施設狀況報告書

( 年 月 日現在)

※整 理番 号		※所 在 地		( 年 月 日現在 )	
事 業 者 名		地 方運輸局 運輸管理課		名 報 名	
住 所		工 場		所 在 地	
※業 種		資 本 金	従 業 員	地 方運輸局 運輸管理課	事業 所

機 械	17 薄切及び衝撃仕上盤						
	18 振合専用機						
	19 その他の						
	小計						
第 二 次 次金額加 工機械	21 ベンディングマシン						
	22 波打プレス						
	23 機械プレス						
	24 セル断続機						
溶 接 機 器	25 鋼造機						
	26 その他の						
	小計						
	31 アーク溶接機						
溶 接 機 器	32 抵抗溶接機						
	33 ガス溶接溶断機						
	34 その他の						
	小計						
41 ダイカストマシン							

機 械	42 金型铸造機						
	43 鋳型機械						
	44 砂処理機械						
	45 製品処理機械						
機 械	46 その他の						
	小計						
	合計						
	41 ダイカストマシン						

索引番号	機種名	能 力 别	保有	台 数	備考
81	天井走行クレーン				
82	ジブクレーン				
83	橋梁クレーン(門型クレーン等)				
84	塔型クレーン				
85	デリック				
86	その他の				
合	計				

備考 密印の欄には、記入しないこと。

## 第八号書式(第五条関係)

船舶用輸装品等月間生産高報告書(年月分)

※整理番号	地方運輸局名			
事業者名	工場名			
住所	所在地			
※業種□□□	資本金□□□	従業員□□□	地方運輸局□□□	事業所□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

索引番号	品名	型式	生産額			月末製品在庫高		
			数量	合計重量	合計金額(千円)	数量	合計金額(千円)	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								

備考  
1 密印の欄には、記入しないこと。  
2 重量は、小数点以下第1位まで記入すること。

第九号書式（第五条関係）		船舶装備用輸入品入手実績報告書（年 1月～6月）
登録番号	地方運輸監理局名	
事業者名	工場名	
住所	所在地	
※ 業種 <input type="checkbox"/> 資本会社 <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 地方運輸局 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小野町		

品引番号	品名	数量	金額(千円)	内船	外船	引出船	品引番号	製造者名	品引番号	国名	備考
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
合計											

備考  
1 報告は、事業者の入手時期によって行うこと。  
2 余白の欄には、記入しないこと。  
3 「備考」欄には、自己調達、輸主支給等の別を記載すること。

第十号書式（第六条関係）											
設備使用度止報告書											
1 事業者の氏名及び住所 2 施設の名称及び所在地 3 使用度止する設備の概要 4 名称 5 土地所有者 6 使用度止する理由 7 使用度止を了す年月日 8 その他の事項											
上記のとおり造船法施行規則第六条第一項の規定により報告します。											
年 月 日											
報告者の氏名及び住所											
国土交通大臣 殿											

(日本産業規格 A列4番)

備考  
1 当該設備を明記した施設全体の配置図を添付すること。  
2 3の(三)は、当該設備により製造し、又は修理することができる最大の船の総トン数を記載すること。  
3 当該設備が法第二条第一項の許可を受けた施設に含まれるものであることは法第三条第一項の許可を受けたものであることを明らかにする書類（当該設備が法第三条第一項の認定を受けている場合は、これを明らかにする書類を含む）を添付すること。

第十一号書式（第八条関係）

事業基盤強化計画の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

造船法第十一条第一項の規定に基づき、下記の事業基盤強化計画について認定を受けたいので申請します。

1. 事業基盤強化の目標
2. 事業基盤強化の内容
3. 事業基盤強化の実現時間
4. 事業基盤強化の実現に必要な資金の額及びその調達方法
5. 事業基盤強化に伴う分野に関する事項
6. その他

(備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載範囲)

1. 事業基盤強化の目標
  - (1) 事業基盤強化に係る事業の目標（事業基盤強化を行おうとする背景となる事項及びそれに付随する事業の内容）を明確に記載する。
  - (2) 事業基盤強化に係る事業の実現のための具体的な目標（事業基盤強化の実現に付随する具体的な目標（各年度の年次目標、国土交通省告示第4号）に記載する事項））を明確に記載する。
2. 事業基盤強化の内容
  - (1) 事業基盤強化に係る事業の内容を明確に記載する。
    - (1) 事業基盤強化に係る事業の内容を明確に記載する。
    - (2) 事業基盤強化に係る事業の内容を明確に記載する。
  - (2) 事業基盤強化に係る事業の内容を明確に記載する。
    - (1) 事業基盤強化に係る事業の内容を明確に記載する。
    - (2) 事業基盤強化に係る事業の内容を明確に記載する。
3. 事業基盤強化の実現時間
  - (1) 事業基盤強化に係る事業の実現時間（事業基盤強化の実現目標の達成までの期間）を明確に記載する。
  - (2) 事業基盤強化に係る事業の実現時間（事業基盤強化の実現目標の達成までの期間）を明確に記載する。
4. 事業基盤強化の実現に必要な資金の額及びその調達方法
  - (1) 事業基盤強化に係る事業の実現に必要な資金の額及びその調達方法（事業基盤強化に係る事業の実現に必要な資金の額及びその調達方法）を明確に記載する。
  - (2) 事業基盤強化に係る事業の実現に必要な資金の額及びその調達方法（事業基盤強化に係る事業の実現に必要な資金の額及びその調達方法）を明確に記載する。
5. 事業基盤強化に伴う分野に関する事項
  - (1) 事業基盤強化に係る事業の実現に伴う分野（土木、機械及び設備（リース設備を含む）、販売等に係る投資を含む）の内容について、申請者である事業者及びその関係者等に明確に記載する。
  - (2) 事業基盤強化に係る事業の実現に伴う分野（土木、機械及び設備（リース設備を含む）、販売等に係る投資を含む）の内容について、申請者である事業者及びその関係者等に明確に記載する。
6. その他



合計額 (単位：万円)	
(1) 延長の引渡し又は譲受け契約の支度の取扱いを含むものにあっては、譲受契約による延長であつて、扶助金第二条第一項又は第三条第一項の許可を受けなければならない場合は、「備考」にその旨を記載する。	

## 別表3

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

(土地)				
地番	在 地	面 積	建 物	そ の 他

(備註 年度)

(1) 譲受け又は譲渡について、その状態に応じて、事業又は販売の譲り受け又は譲渡に伴う不動産については、その他にその旨を記載し、併せて事業又は販売の譲り受け又は譲渡先を明記する。合併、分割等により改名をする際についても、同様とする。

## 別表4

事業基盤強化の実施時期

実 施 内 容					
年度	原 本	変 え	付 け	さ せ	そ の 他
年次					

(備考) (単位：百万円)

事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法				
年度	現 金	借 入 金	自 己 資 金	そ の 他

(II)

(1) 「借入金」には金融機関等からの借入による融通額を、「その他」には出資、社債の発行、リースなどの「借入金」又は「自己資金」以外の調達方法による調達を記載する。

(2) 但第十九条に基づく公債執行の事業基盤強化の円滑化措定による資金の用意をする場合には、「備考」にその旨を記載する。

## 別表6

事業基盤強化による地域の活性化に関する事項

別表6	
-----	--

別表6	
事業基盤強化に関する事項	
1.	事業基盤強化を行う事業の内容
2.	国内売上高合計額
3.	国内売上高合計額 (年、目前現在)
4.	国内売上高合計額の算出小括

別表7	
決算十五年の特例に関する事項	
1.	事業基盤強化を行なう事業の国内売上高合計額 (単位：百万円)

別表7	
1.	事業基盤強化を行なう事業の国内売上高合計額 (単位：百万円)
2.	国内売上高合計額
3.	国内売上高合計額 (年、目前現在)
4.	申請を行う事業者が実行する事務分野における競争の状況

においておめる地位、並びに有半その他の競争の状況を把握するため参考となるべき事項及び事業基盤強化に伴せて採ることとするところの内容を記載する。

## 第十二号書式（第十条関係）

第十二条書式（第十条関係）

事業基盤強化計画の認定書

年月日

附

国土交通大臣

㊞

左に「右に付する書類のうちの事業基盤強化計画ににつき、並びに「決算十五年の特例に関する事項」に記載された事項を第三二項に記載する事務行動を行なうとする場合のみの場合は、第四条を聞く。」のいずれにも適合するものであることを認定する。

- 1. 認定の日付
- 2. 事業基盤強化計画認定番号
- 3. 申請者の名前及び代表者の氏名

- (備考)
  - 1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。
  - 2. 申請書類は認定申請書及び付帯書類の写しを添付する。

## 第十三号書式（第十条関係）

第十三号書式（第十条関係）

事業基盤強化計画の不認定通知書

年 月 日

附

国土交通大臣

㊞

年 月 日付けで認定申請のあった事業基盤強化計画について、下記の理由により認定しないものとします。

記

不認定の理由

(備考)用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

## 第十四号書式（第十条関係）

第十四号書式（第十条関係）

認定事業基盤強化計画の概要

1. 認定の日付

2. 事業基盤強化計画認定番号

3. 認定事業基盤強化計画業者の名称

4. 認定事業基盤強化計画の概要

(備考)「4. 認定事業基盤強化計画の概要」中、認定事業基盤強化計画業者の変更上の要領に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

## 第十五号書式（第十一条関係）

第十五号書式（第十一条関係）

認定事業基盤強化計画の軽微な変更の届出書

年 月 日

国土交通大臣 附

住 所

名 称

代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた認定事業基盤強化計画について、下記のとおり軽微な変更を行ったので、道和法施行規則第十条第一項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号

2. 変更事項

3. 変更事項の内容	変更前	変更後

(備考)用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

(記載範囲)変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

## 第十六号書式（第十一条関係）

第十六号書式（第十一条関係）

認定事業基盤強化計画の変更申請書

年 月 日

国土交通大臣 附

住 所

名 称

代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた認定事業基盤強化計画について、道和法第十二条第一項の規定に基づき、下記の変更の内容を下記のとおり記載します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号

2. 変更事項

3. 変更事項の内容	変更前	変更後

(備考)用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

(記載範囲)変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

第十七号書式（第十一条関係）

第十七号書式（第十一条関係）  
認定事業基盤強化計画の変更認定書  
年 月 日  
記  
国土交通大臣

年 月 日付けで変更申請のあった認定事業基盤強化計画について、運輸法第十二条第五項において適用する附則第十一条第四項の規定に基づき、前項各号（同法第十二条第二項第二号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも該当するものであることを認定します。

記

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の事業基盤強化計画認定番号
3. 変更申請者の名前
4. 変更申請者の住所

(備考)  
1. 用紙の大きさは、日本常用規格A4とする。  
2. 申請があつた認定の事業の実態の写しを添付する。

第十八号書式（第十一条関係）

第十八号書式（第十一条関係）  
認定事業基盤強化計画の変更の認定通知書  
年 月 日  
記  
国土交通大臣

年 月 日付けで変更申請のあった認定事業基盤強化計画については、下記の理由により認定しないものとします。

記

不認定の理由

(備考)  
用紙の大きさは、日本常用規格A4とする。

第十九号書式（第十一条関係）

第十九号書式（第十一条関係）  
変更後の認定事業基盤強化計画の概要  
1. 変更の認定の日付  
2. 変更後の事業基盤強化計画認定番号  
3. 認定事業基盤強化事業者の名称  
4. 変更後の認定事業基盤強化計画の概要

(備考)  
「4. 変更後の認定事業基盤強化計画の概要」中、認定事業基盤強化事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

第二十号書式（第十二条関係）

第二十号書式（第十二条関係）  
認定事業基盤強化計画の変更届けの通知書  
年 月 日  
記  
国土交通大臣

年 月 日付けで認定をした認定事業基盤強化計画について、運輸法第十二条第三項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号
2. 変更指示の内容
3. 変更指示の理由

(備考)  
用紙の大きさは、日本常用規格A4とする。

## 第二十一号書式（第十三条関係）

認定事業基盤強化計画の認定取消し通知書

年月日

附

国土交通大臣

◎

年月日付で認定した認定事業基盤強化計画について、認定法第十二条第二項又は同項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

## 1. 事業基盤強化計画認定番号

## 2. 認定取消しの理由

(備考)  
用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

## 第二十二号書式（第十三条関係）

認定事業基盤強化計画の認定取消し

年月日

## 1. 認定を取り消された日付

## 2. 認定を取り消された認定事業基盤強化計画認定番号

## 3. 認定を取り消された事業者の名称

## 4. 認定取消しの理由

(備考)  
「4. 認定取消しの理由」中、事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

## 第二十三号書式（第十四条関係）

年度における認定事業基盤強化計画の実施状況報告書

年月日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年月日付で認定を受けた事業基盤強化計画の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

## 1. 事業基盤強化計画認定番号

## 2. 事業基盤強化の目標の達成状況

## 3. 実施した事業基盤強化の内容及び適用を受けた支援措置の内容

4. 事業基盤強化に伴う方針に関する事項（認定法第十一条第二項第二号に該当する事業活動を行う場合に限る。）

(備考)  
用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。(記載範囲)  
1. 法第十二条第一項の規定により変更の認定を受けた場合には、変更後の事業

- 基盤強化計画認定番号を記載する。  
 2. 事業基盤強化目標の目標の達成度を記載する。  
 3. 事業基盤強化目標に係る事業の達成状況を実質的に記載する。  
 4. 生産性の向上を目的とする他の達成状況（認定計画に記載した指標を用いる。）を記載する。  
 5. 特定の目標（健全性の向上を必ずしも記載した指標）を記載する。  
 6. 実施した事業基盤強化計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容について記載する。  
 7. 次の別紙に記載する認定事業基盤強化計画の認定事業者ごとに別紙を提出する。  
 8. 同様の別紙を提出するまでの期間を記載する。  
 9. 金銭債権を有する場合に、金銭債権及び該金銭債権に係る金額を記載する。  
 10. また、事業基盤強化計画に記載する、設備投資額の折合金額割合の概算額を記載する。  
 11. 事業基盤強化計画に伴う労働者数及び各雇用年度において計画期間全体制定を記載する。  
 12. 事業基盤強化計画の認定事業者ごとに別紙を提出する。  
 13. 事業基盤強化計画の認定事業者ごとに別紙を提出する。  
 14. 事業基盤強化計画の認定事業者ごとに別紙を提出する。  
 15. 事業基盤強化計画の認定事業者ごとに別紙を提出する。  
 16. 事業基盤強化計画の認定事業者ごとに別紙を提出する。

別紙 認定した事業基盤強化計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容		
区分	計画	実績
実績沿革		

第二十四号書式（第十四条関係）  
製造又は修繕をする船舶等に関する報告書  
年 月 日  
国土交通大臣 殿  
住 所  
代表者の氏名

製造又は修繕をする船舶等に関する事項について、下記のとおり報告します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号

2. 製造又は修繕をする船舶等に関する事項

(備考)  
1. 用紙の大きさS1は、日本規格A4と寸法。  
2. 国土交通大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。